

会議録

平成 29 年 2 月 14 日(火) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 9 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午後 1 時 00 分～午後 4 時 07 分
事務局 吉 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 それでは、皆さん、ご苦勞様です。こんにちは。

ただいまより第 9 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは早速、本日の会議を開きますが、会議次第は別紙配付のとおりで、きょうは調査事項が 2 件とその他 1 件ということになっております。

2. 調査事項

(1) <まちづくり新幹線課>

・人口減少対策について(継続)

平野委員長 まずはじめの調査事項としましては、まちづくり新幹線課。項目は、人口減少対策について(継続)でございます。

それでは早速、資料のほうを配られておりますので、まちづくり新幹線課長より説明をいただきたいと思っております。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 皆さん、ご苦勞様です。まちづくり新幹線課でございます。

はじめに、お詫びを申し上げます。資料の 7 ページでございます。このページの差し替えをお願いしたいと思っておりますので、どうぞご了承ください。

それでは、はじめにちょっと暮らし住宅について、ご説明を申し上げます。

資料の 1 ページをご覧ください。

ちょっと暮らし住宅の備品納入及び周知等について、ご説明を申し上げます。

はじめに、これまでの経過でございます。

昨年12月16日に備品納入契約を締結いたしまして、本年1月26日に備品の納入を完了してございます。

状況につきましては、2ページに現況写真を添付してございますのでご覧ください。

主な備品類といたしましては、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジなどがございます。ほかにも食器等の什器類等も全て整備をあつらえまして、すぐに生活をできるような状況になってございます。

次に、周知でございますけれども、町のホームページの移住定住の項目に事業概要、平面図、写真、要綱や関係書類の様式を掲載してございます。

また、町政広報の1月号に記事を掲載し、その他新聞等でも報道をお願いいたしました。

新年度につきましては、北海道移住促進協議会が発行する冊子等への掲載、あるいはホームページ等の掲載について、現在調整を進めているところでございます。

それから、応募状況、申し込みの状況ですが、2月1日からということで現在2週間経過しているわけでございますけれども、これまで問い合わせ等はございません。

次に、運用開始でございますけれども、2月1日から開始してございまして、3ページから5ページに実施要綱を添付してございます。

第2条の利用者の定義でございますけれども、町への移住を希望する者としてございまして、転勤又は婚姻による転入者、観光旅行や出張などでの一時的な滞在、こういったものは除外をしてございます。

利用期間は1週間以上、1か月以内といたしまして、利用料は1日1,500円としてございます。

また、要綱におきましては、利用者の遵守事項、制限される行為についても規定してございます。

ちょっと暮らし住宅につきましてはの説明は、以上でございます。

平野委員長 それでは早速、ちょっと暮らし住宅が備品が納入されて、2月1日から運用開始というただいま説明がありましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

新井田委員。

新井田委員 新井田です。

いまちょっと暮らしの住宅関係の説明をいただきました。現況、周知の部分で2月1日から開始しているということなのですけれども、いまいま成果がないということですが、ある程度期間というのは当然必要な部分はあると思うのですけれど。この事業がはたしてどうなるかという部分も無きにしも非ずですけれども、逆に言うと攻めの部分でないからどうだこうだということではなくて、やはり攻めの部分をどう考えているのか、その辺の先行きの見方を行政としてどう考えているか。考えていなければ考えていないですけれども、考えているのであれば当然そういうことも必要だと私は思うのです。ですから、その辺の見解をちょっとお伺いしたいのですけれども。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 この周知につきましては、先ほどご説明しましたとおり、北海道の移住促進協議会、こういったものを通じた中での周知。あるいは、東京木古内会等のいろんな方々が出席される会、あるいは東京江戸川区との交流事業、こういったもので周知はしていきたいと。また、移住定住につきましては新年度、その他も取り組んでまいりた

い部分がありますので、機会があればその都度ちょっと暮らしにつきまして、周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 そうですね、やはり伝は活かして、次につながるような動きをしていただきたいと思います。やはりせっかくこうやって立ち上げたわけですから、事例が出ないということはちょっとやはり担当課も非常にいろいろ考えるところはあると思いますので、ぜひいま言った部分を含めて、さらなるPR強化をやっていただきたい。要望ですけれども、終わります。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 若干、新井田委員と重複するかもわからないのですが、確かに移住定住を目指す人の体験住宅だというふうに思うのです。ですけれども、移住定住を考えているからという人は大変喜ばしい限りなのですけれど、はたしてそれだけで木古内町に一週間くらい例えば体験してみたいという人がいるとすれば体験住宅ではないから、ここを使用できないというふうにそういう締めきりが出てくるのですよね。ですから、その辺を当初やはりきっかけ、糸口をもう少し弾力性を持って呼び込むような手法を主に考えて、ちょっと暮らし住宅が町政に大変困るといふくらいのそういう賑わいが出て、はじめて木古内を知ってもらって、最終的に木古内に移住なり定住という形が望ましいのではないかなと思うのですよね。ですから、いまスタートしたばかりですから、そしてこの冬期間という時期を考えれば若干、物事を控えているのかなという気もするものですから、これはこれとしてももう少し状況なり動向を見て、もう少し縛りの部分をやはり緩和するような方向で考えないとせっかく整備をした利用者が年間2名だった、3名だったということで終わらないようなそういう期待をしたいと思いますので、特に答弁は入りません。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

運用開始日について、前回・前々回の定例議会の中で、私のほうからの質問としましては「例えばイベントだったりとか何か人が動くタイミングとか、その辺を考えてオープンをされてはいかがでしょうか」という質問をさせていただきました。2月1日に運用開始された理由と言いますか、お知らせください。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 運用開始につきましては、極力早くというふうなことは我々も考えていたところでございます。

経過といたしましては、土地建物の取得、これから内部のリフォーム、また調度品関係・備品関係の整備、こういったものを順番に進めた中でこの時期になったと。この備品関係につきましても現在、在庫のあるものをポツと持ってくるということではなくて、そういった発注をしてから取り寄せというようなことでの関係もありまして、この時期になったという状況でございます。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。わかりやすい写真がたくさん載っているのですけれども、実際

いまのところまだ問い合わせがないという非常に残念なことではあるのですが、例えば実際にちょっと私も 1 回泊まってどんな感じなのだろうかとか、大変気になるところではあるのですが。一応、行政のほうで例えば何名かが実際に泊まってみて、ここは問題点だとか改善点だとか、ここは非常に良いからここを押し出していこうとか、そのような実際に泊まってみて、お客さん目線でそのような調査と言いますか実施する計画はありますでしょうか。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 実際の宿泊ということで、私どもも考えたところではございますけれども、この備品の納入、あとはリフォーム。こういった中で半日間ストーブを焚いて 1 月でしたので、家の中に居てたぶん戸棚の底の収納の紙を敷くと言いますか、クッションを敷くという細かい作業まで全部やったのですけれども、半日くらいは家に居てストーブを焚いて、どんなものだということでの感覚は持っています。そういう中では十分、居住には耐えられるというふうなことで認識はしているところですので、実際宿泊はしてございません。

平野委員長 今後も特にそのような計画はないということで、捉えてよろしいですね。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 今後、我々スケジュールを調整しまして、この申し込みの状況によりまして、早期のうちに一度実際に宿泊をするということで考えますので、よろしくをお願いします。

平野委員長 いいですか、鈴木委員。実際に泊まって調査をしてみるようなので、もしよかったですら誘ってもらったり。

ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 いまの私の質問なのですが、実は泊まる予定はないという答弁があると私は想定していましたので、再質問という意味では、実際に泊まられたかたに簡単なアンケート用紙ですとか何か準備をされているものはあるのでしょうか。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 このちょっと暮らしを利用されたかたには、アンケート調査を実施いたします。内容につきましては、なぜ木古内でちょっと暮らしをしようと思ったのか、また長所・短所のこういったものを幅広く意見を募って、今後の移住定住につなげる。あるいは、このちょっと暮らしの改善につなげていくということで、アンケートを実施することとしてございます。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 ちょっと暮らし住宅事業、目的は移住希望者というのが前提みたいな形。そこで、住宅を管理している担当部局と連携をしているのかどうか。それがないと例えば、ちょっと暮らしを希望して一週間なり 10 日なり住んだと。そうすると、木古内町に移住しやすくなった時に、困るのですね。だから、その辺は町営住宅になるのか、あるいは民間の住宅になるのかわからないけれども、その辺の担当課との連携をしていないとまずいのです。その辺のあれはできているのかな。ということは、その時によって木古内に住みたい

と言った時に、住宅がないと困るわけです。そういう意味では例えば、町営住宅を常に 2 戸なら 2 戸空けておくとかそういうところまでいっているのかどうかという部分を確認しておきたい。それでないと何の意味も持たなくなる。ロングになると出ていってもらわないとだめなのだから、長期間になると。そうでしょう。これもまたおかしい話であって、その辺の連携がどうなっているのか確認をしたい。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 住宅担当との連携というお尋ねですけれども、これにつきましては公営住宅につきましては、低所得者のための住宅という目的で、所得要件等入居基準というものがあります。という中で、公営住宅は希望者もいる中での事業ですので、もしちょっと暮らし後に木古内に移住をしたいという希望がありましたら、そこは町内の民間の賃貸住宅等の状況も把握してございます。また、町内には民間の不動産屋さんもございませぬ。といった情報を私どものほうで橋渡しをして、ご希望に極力応えられるように対応をしていきたいというふうに思っております。この中で、もし公営住宅につきましてもそういった入居要件等に合致するかについては当然ご紹介をしますし、そういった対応をしてまいりたいというふうに思っております。

平野委員長 福田課長、空き家対策等の連動性の今後の展望とかはないのですか。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 すみません、答弁漏れでした。また、町の土地建物情報に登録していただいている空き家、これもご紹介をした中で、後ほどご説明をしますが、空き家のリフォーム助成という制度も含めて、移住につながるような丁寧な対応をしていきたいというふうに思っております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 この住宅についての管理、前回の予算の計上の中では、管理に係わる部分の計上は見込んでいなかったですよね。だから今後、管理についてどういうふうに考えているのか。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 このちょっと暮らしについては、通常普段も入居というか申請書の受付、あるいは許可、こういった手続き関係につきましては、まちづくり新幹線課のほうで行います。電気料金、水道料金等の維持費的な費用、こういったものは施設管理費のほうで対応をするということで、町の財産としての一体的な管理をしていくというふうな考えでございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 ちょっと聞き方がまずかった。管理というそういう管理でなくて、例えば現時点で申し込みがない、2 月 1 日からはじまってほしい半月。ですから、月に例えば一週間に 1 回掃除、人が住んでいなくても埃だとかゴミだとか汚れが出る。そういう部分を職員が直接、例えば関わってやるのかどうなのか。そして、このちょっと暮らしで一週間滞在をした、そのあとのやはり次のかたへ引き継ぐために、そこできちんと掃除をして出てもらうというのが原則かもわからないけれども、再度やはりチェックをしてあげなければならぬだろうと。その辺のローテーションを含めた部分を職員が直接やるのかどうなのかという部分を含めて。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 掃除等の管理ということでございます。これにつきましては、借りた人が退去する時には一定程度の清掃をしてもらうというのは、これは当然のことですけれども、そういったものの次に入る人。やはりこういったかたが不快な思いをしないように、ここは私どもが入居前に内部の清掃をするのは、私どもが行います。また、夏の間気温の高い時期、あるいは6月・7月の湿気の多い時期、こういった時の換気。こういったものもきちんとチェックをして、対応をしたいというふうに考えてございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 例えば使っていない時は、一週間に1回やるのか、半月に1回なのか、どうなのかと。

それと、いま職員が直接対応をしますと言うけれども、やはり掃除機をかけて拭き掃除をしてどうこうというのを。確かにまち課が担当だから自分達の責任でやるというその責任感を買うのだけれども、ずっと続くわけだからはたしてそれでいいのかなという部分。やはり、いろんな委託をするなりそういうものできちんとした形を作ったほうがいいのではないのかなというふうには思うのですけれども、職員で直営でやりますというのならそれはそれで否定はしませんけれども。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まず共用開始にあたしまして、先ほどお答えしたとおり、私どもが対応をしたいというふうには考えてございます。また今後、ちょっと暮らし住宅の入退去と言いますか利用状況、この頻度等も1年これを事業を実施すれば掴めると思いますので、そういう中では今後の管理のあり方というのは考える予知はあるのかなというふうには考えてございます。

平野委員長 ほか。

なければ私のほうから本会議の際に約束もいただいたのですけれども、利用者への周知はもちろんなのですけれども、町内への周知、ご近所であったり町内会への周知は当然ながら直接伺って話をするということで約束をしていただいたと思うのですけれども、その辺の進みはどのような日程で行われましたか。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まず住宅取得前に町内会長さんへは、こういった目的で町として事業を進めたいということで、ご説明を申し上げまして、ご理解をいただきました。

その後、住宅取得後、今度はこのちょっと暮らし住宅周囲の皆さんには、1件1件訪問をして、町でリフォームをし、ちょっと暮らし住宅の事業をはじめますということでの進めを直接させていただきました。その中で、特に異論等はございませんでした。逆に、人口も減っている中で頑張ってやってくれというようなお言葉もいただいたところではございます。以上です。

平野委員長 いま竹田委員からも出ましたけれども、管理の面において例えばお家の中の掃除等はもちろんなのですけれども、屋外の部分もあれだけの平米数がありますから、例えばこれからの草刈だったり様々な仕事が出てくると思うのです。管理をするにあたって。例えば町としては当然、ちょっと暮らしに来てくれるよその町のかたを移住対象者として歓迎しますよというのとあわせて、ご近所とその町内会の方々も同じ気持ちになって、そ

ういう町と連携を取れば例えばボランティアで草刈をしてくれるだとか、ちょっと何か汚いところを壊れたところがあれば町に連絡をしてやってくれるだとか、そういう連絡等をこれから町内会と連絡を取って、ご近所と連携を取れて進められれば理想ですね。希望としてひとこと添えました。

ほか、よろしいですか。

又地委員。

又地委員 火災保険はどうなっていますか。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 火災保険につきましては、固有物件が加入しております全国市町村共済組合の保険に加入しております。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 29 分

再開 午後 1 時 30 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

又地委員、再度質問をお願いします。

又地委員 いま火災保険は入っていますよということなので、損害賠償のところを見る。そうすると、「故意又は過失」があるのだよね。故意の場合は、私はここはわかるのです。損害は賠償しなければならない。これは、利用する人に。過失の場合はこれでいいのかという部分を感じるのです。それで、いまだれだけの保険に入っているのかなど。過失ということは不可抗力も含まれる、過失だから。なった時に、はたして利用者にそれもわずかな期間だ。そんな中で、どうなのかなど。こういうものを出してくると利用する人がいなくなるのではないかという気がしないでもないのです。故意はわかるのです。自分で火をつけるとかわかるのだけれども、過失という部分を考えればどうなのかなどという部分がある。それで保険に入っているのであれば、それらは過失の部分に関しては、これは省いていいのではないのかなどという気がしないでもないものだから、いま聞いたのだけれども。どうですか、その辺の見解は。

平野委員長 要は、利用者が故意はもちろん論外ですけれども、過失で火災を犯した時にはその保険を適用できるのかどうなのかということも含めてということですよ。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 31 分

再開 午後 1 時 33 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 やはり過失ということになると本人の意によるということになりますので、ここは火災保険に加入している中で、火災保険の対象になる本人の全面的過失によるのか。またそうでなければ、過失となれば火災保険の対象にはなるはずですので、

その対象になるかならないかということで判断をしていくということになると思います。これが保険の適用にならないとなれば、これはやはり本人の管理責任、やはりそういった形になるのだろうというふうに思いますけれども。

平野委員長 又地委員。

又地委員 大方わかったのだけれども、そうしたら保険の中身をちょっと整理をして、みんなに報告をして。

平野委員長 それでは、保険の中身を報告をしていただくということで。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上でちょっと暮らしの部分については、終えたいと思います。

続いて、同じく人口減少対策で、木古内町空き家リフォーム助成事業という項目で資料が出されておりますので、説明を求めます。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 それでは続きまして、木古内町空き家リフォーム助成事業につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の 7 ページをご覧ください。先ほど冒頭において、差し替えをお願いいたしました資料でございます。

木古内町空き家リフォーム助成事業の内容ということで、この事業につきましては、新年度から実施したいというふうに考えてございます。

はじめに目的でございますが、「老朽化の著しい住宅において、居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の利活用により移住定住を促進する。」ということにしております。

対象物件でございますが、本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物としてございます。

次に、助成対象者でございますが、売買・賃貸による利活用を目的とした空き家のリフォームを行う所有者・賃借者、もしくは自らの居住のため空き家を購入して 1 年以内にリフォームを行う者で、5 年以上の居住を確約できる者としてございます。

助成内容でございますが、対象経費の 2 分の 1 の額とし、50 万円を限度とする。ただし、町内建築業者が施工する場合は 100 万円を限度とすると。同一物件及び同一申請者、同居人も含みますけれども、に対して 1 回限りとするとしてございます。

リフォーム条件でございますが、床面積が 50 m²以上であって、2 分の 1 以上に相当する部分が専ら居住の用に供するものとしてございます。

8 ページをご覧ください。

助成該当工事と該当しない工事を明記してございます。

住宅本体にかかる生活する上で主に必要な工事を該当工事としており、門扉、塀などの外装工事や備品購入等は該当しない工事としてございます。

次に、9 ページをご覧ください。

ここでは、交付申請に必要な書類を明示してございます。

なお、当事業に関する予算につきましては、平成 29 年度当初予算に計上することとしてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

平野委員長 説明が終わりました。ただいま福田課長からもお話がありましたとおり、平成 29 年度の新規施策ということで、人口減少対策の一環でこのような事業が出されてきます。それで、予算にも載ってきますので、予算の細かい数字については来月定例会、そして予算委員会がありますので、その際に質問をしていただければと思います。

内容について、質問はお受けしますので。

新井田委員。

新井田委員 一つちょっと聞きたいです。助成内容なのですけれども、地元は業者が 100 万円と。それ以外は 50 万ということなのですけれども、これはやはり地元をまず優先するということが必要なのかなと私は個人的には思います。技術的な部分からいくと、さほど他業者、地元の業者、リフォームの場合はさほど大きな違いはないだろうし、大幅改修でもそんな技術差というのはいまないと思います。だから、これはやはり町としていまこういう事業展開をするのであれば、やはり地元をまず優先的な目線で考えていたほうが私は個人的に活性化にもつながるのではないのかなとそんなふうにちょっと思っていますけれども、その辺の見解を教えてください。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 又地委員。

又地委員 いま同僚委員が話していましたように、私もそのように感じます。ただ、これにもう一項付け加えるべきではないのかと。道南スギを使ってくださいとか、それによって助成金アップだとか、その辺も一考する必要があるのではないかと思うのだけれども、その辺はどうですか。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 地元優先ということでのまずお尋ねでございますけれども、これにつきましては町外から町内へ移住されるかたにつきましては、紹介というか訪ねられれば町内でこういった建築業者がいますよということは当然、紹介をさせていただきます。ただ、その中でももう既にそういった町外業者を使うということを前提に来られるかたもいらっしゃると思いますので、ここは町内業者の育成あるいは経済振興という観点も含めて、ここで差を付けて助成内容としたということでございます。

また、道南スギの使用等について付け加えるべきというようなご意見もございました。ここにつきましては、その辺もちょっと検討はしたのですが、道南スギとなれば材料費と言いますかやはり高上がりになってくる部分もございますので、極力使ってもらいたい気持ちはありますけれども、ここはリフォームをするかたの意思を尊重すると言いますかそこまで制限は設けずに、この助成内容を。当然、道南スギを使ってもらえるようにお話はし、協力していただけるのであれば、このリフォームの中に入れていただければとは思いますが、そこまでは制限まではかけなかったところでございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま課長のほうからリフォーム業者についての話がありましたけれども、町外あるいは町内ということでいけば、ここでは 100 万円・50 万円の特典が付いているわけですよ、言うならば。リフォームしてというお客さんがいれば、町外のかたを連れて来たら 50 万円しか出ませんよ、だけれども地元の業者を使うと 100 万円出るのでですよ。これ

は、もう明確にここに謳っているわけですから。この辺は私は逆の立場だと、ぜひ地元を使ってくださいというようなことになると思いますね。だから、これはもうちょっと考え方を柔軟に考えていただくということも私はいいいのではないかと思うのだけれども、その辺をもう1回聞きたいのだけれども。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 この助成内容の読み取りの関係だけれども、50万円限度・100万円限度という部分。これは、補助額でいま同僚委員の発言から見れば、補助額という捉え方をしているのかどうなのかという部分が一つ。それによって100万円の補助が出れば200万円の工事ができるわけだから、そういう捉え方の受け止めによってはかなり差が出るものだから、その確認。

それと、やはり100万円の補助を決めたという背景。200万円の工事をやるわけだから、そうすればこのトイレだとか浴槽。長期間住んでいない空き家については、水回りの改修が主だと思うのですよ。そうすれば200万円なんかすぐ頓挫する。それしか考えなかったのか。例えば下水となれば、下水だけでもトイレの改修を含めれば100万円にってしまうわけだから。そうすれば、ほかの例えば居間の間取りの若干のリフォームをしたい、クロスの張り替えをしたいと言った場合は、それはもう自前でやりなさいということになるわけだから。この補助額の100万円の根拠になる点をどこに置いたのかという部分について。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 福嶋委員。

福嶋委員 そこで、捉え方があまりの費用と比較して、100万円ということが。ただし、町内業者施工の場合は100万円と。いま200万円までそうしたらいいのだろうと。そういうことになると次の下の条件の中に、ただし町内業者にすれば100万円だと。「ただし」を考えれば、ほかの町外の業者がやってもいいのだなというふうに解釈されるでしょう。ただし、100万円までは町内業者がやれば100万円だと、捉え方が。前の時は、施工業者が町内業者に限るというやつが次の条件になくなった。そうしたら、よその町外業者がやってもいいのだという解釈にも取られる、文章を見れば。100万円まで上がったと、ただし町外業者だと。木古内から50万円渡したら町外業者でいいのかというふうにも解釈が取られる。下のリフォームの条件の中に、これが消えてしまったから。助成内容とリフォームの条件と町内業者でなくてもいいのかという解釈にも取られる。その辺をもう1回。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まず助成額の内容、根拠ということでございましたけれども、これにつきましては当町の財政状況・体力、こういったもの。あるいは他町村の実施状況、こういったものを勘案しまして、リフォームということになると100万円上限ということ、これまで全然こういった事業に取り組んでおりませんので、まずはこういった形で少しでも助成をして呼び水にしたいということでの100万円という設定をしたところでございます。ですので、例えば300万円の事業を実施したとして、上限の町内業者であれば100万円の補助を出す、200万円は自己負担。町外業者が施工をするのであれば、50万円は町で出します。250万円は自己負担ですとこういう考え方でございます。

また、町内の建築業者に限るという前の資料ということで、これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、移住希望者のかたそれぞれ事情もございますでしょうし、町内建築業者を使えないかたも中にはいるかもしれません。その場合でもやはり移住定住を優先させたいという思いから、やはり町外業者であっても対象にしていったほうが良いという判断でございます。

平野委員長 私も先ほどから各委員から出ているように、町外業者でもいいだろうという容認をしていると。そこで福田課長がどうしても町外業者が入ってくる理由があるのじゃないかとか、町内業者を使えない事情がある人もいるかもしれないというその説明がいまいち理解できないのですけれども。実際にそういう事案が発生する可能性はありますか。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 そこにつきましては、町外業者を排除しないということでございまして、お尋ねがあれば町内業者を当然私も紹介もしますし、ただそれぞれの移住されるかたの事情によって、町内業者を使えない場合にも町内業者に限定をした場合、移住を閉ざしてしまうこととなりますので、そこは。ケースとしてはそんなになんかと思うのですけれども、例えば函館の住宅会社にしてもこういったリフォームを手がけて対応をしているところはたくさんありますので、そういったところで親戚だとか知り合いだとかということで頼まざるを得ないのだけれども、木古内には移住してここの空き家の一軒家に入りたいという希望があった場合でも対応できるようにということで。ただ、町内業者はやはり育成あるいは経済的観点からの判断で、やはりそこは優位にということで、倍の助成額の差を設定したいということでございます。

平野委員長 制度としては福田課長の気持ちとしては。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 50 分

再開 午後 1 時 55 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 ただいま様々ご議論・ご意見をいただきました。そういった中で、この助成内容につきましては再度、想定条件等も検討をし直しまして、改めて提示をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 あとは、定例会の中で出てきた際に、また変更をするのかしないのかわかりませんが、それを見た中で質問をしてください。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上でまちづくり新幹線課の調査事項を終了したいと思います。

お疲れ様でした。

2時5分まで、休憩いたします。

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 2 時 05 分

(2) <建設水道課>

・公共施設等総合管理計画について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項は、建設水道課になります。建設水道課の皆さん、お疲れ様です。

調査項目といたしましては、公共施設等総合管理計画についてでございます。

それでは早速、資料が出されておりますので、説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、公共施設等総合管理計画について、配付しております資料に添って説明いたしたいと思っております。

まず、1 ページになります。

1 章、「はじめに」の後段に目的のほうを記載しております。

本町の公共施設等の現状及び、将来の見通しを把握し、施設の更新や統廃合、長寿命化、今後どのように対処すべきかの方向性や考え方を定めることを目的としております。

第 2 章になりますが、ここで公共施設等の現状を書いております。

まず、当町の保有する施設でございますが、建築系の公共施設。いわゆる「ハコモノ」でございますが、68 施設ございます。

黄色のほうでマーカしております公営住宅がまず 21 % と最も高く、あと職員住宅を含むその他が 15 %、学校教育施設が 14 % と、この三つで半分、5 割を占めております。

土木系の公共施設ということで、いわゆるインフラ施設になりますが、道路が 106 k m、橋梁が 1.4 k m、上水道の管渠が約 86 k m、下水道が約 16 k m となっております。

この表のほうで円グラフになってございますが、公共施設のハコモノの割合を示したものととなっております。赤字で書いているものがうちの施設の半分以上を占めているということになっております。右側にある表が道路、橋りょう、上水、下水とあと公園等を含めた施設の延長等を記載しております。

次の 2 ページになります。

2 ページについては、3 章ということで、公共施設等における更新費用の推計をしております。

この推計費用は、総務省の提供しております更新費用ソフトというのがございまして、それを元に今後、40 年間に掛かる費用の総額を算出しております。

そこで、当町にかかる更新費用なのですが 442.7 億円となり、年当たりになりますと 11.1 億円という試算になりました。過去 5 年間の投資的経費ということで出しますと、9.88 億円となっております。先ほどの 11.1 億円と比較しますとそんなに変わらないという概ね同程度の額となっているのですが、この近年の 5 年に関しては当町におきましては、新幹線開業における事業をこの 5 年間に集中して行っておりますので、通常の前算規模よりはちょっと多くなっているということがございますので、私どものほうで 2006 から 2010 年の間の投資的経費というものを示してみました。この 5 年間においては、この表の棒グラフ

を見ていただきたいのですが、左側にあります突出している部分の 2009 年に、国保病院の改築があります。これを含めた場合、投資的経費というのがこの 2006 年から 2010 年の実績額が 7.1 億円となりまして、これはまた若干高い投資経費となっております。

この表の見方として、2015 年以前は左側です、実績値。2016 年度以降は、今後の更新費用の推計値とまづなっております。棒グラフで色別に各施設の整備額となっております。ご覧のとおりほぼ水色が公共施設の整備の部分をお占めているのですが、いわゆるハコモノ系なのですが、これが大半をお占めているという状況がこの棒グラフによってわかります。赤線が先ほどの 2011 年から 2015 年までの部分の投資的経費の 7.1 億円のラインとしております。

2009 年の病院の改築があったことによって、実績値が突出しておりますから、病院経費を除いた部分で投資的平均額を算出してみたところ、2006 年から 2010 年の投資的経費の平均額は約 3.35 億円となっております。この表には反映はされてはいないのですが、仮に 2009 年を抜いた場合は、7.1 億円のラインが 3.3 億円まで下がるという。その 3.3 億円というのが当町がやってきたこの投資的経費という額の平均値となっております。この推計によりまして今後、年 15 億円以上の費用が必要となる年数が複数回訪れるということがわかります。この推計については、以上がうちの町の投資的経費の状況になります。

4 章から 8 章までにつきましては、課題の整理、理念、目的、手法ということで、基本手的な考え方を記載しております。

飛びまして、5 ページをお願いしたいと思います。

この 5 ページなのですが、体系図ということで、総務省のほうで作成したものでございます。まず、国における上位計画として真ん中の上で、インフラ長寿命化計画ということで計画があり、今回作成してその下位の計画として、今回の公共施設等総合管理計画（行動計画）と呼んでおりますが、この行動計画を作成して、これからその下に書いている個別施設計画の作成が必要になってきます。

めくっていただきまして 6 ページなのですが、この 6 ページにはうちの町による、いわゆる各担当ごとに施設分類図ということで、私どものほうで書いたものなのですが。

それで表を見ますと、建築系の公共施設ハコモノに関しては、それぞれ町民課によっては安行苑など、保健福祉課に関しては老健、生涯学習課に関しては学校・公民館など、病院には国保病院と。建設水道課においては、建築・財産・上水・下水にそれぞれ公営住宅と浄水場・下水終末処理場などのハコモノがあると。そのほかに、インフラ施設ということで、道路・河川・橋梁、上水の管路、下水の管路ということで、うちの町に関してはこういった分類になると思われまます。

次に、7 ページです。

これは参考までに、ハコモノの施設、68 施設の一覧表を作成しております。一番右側のほうに経過年を、いま 2016 年度を基本として、一番上の安行苑であれば昭和 55 年に建設しまして、36 年経過しておりますよということで、記載しておりますので参考までにご覧ください。

最後に 8 ページになります。

こちらのほうなのですが、今回の計画策定後の工程について案ということで、私のほうで考えたものとなっております。

まず、今年度平成 28 年度においては、この計画の作成しましたあとに公表をするという流れになります。平成 29 年度にまず上期として、個別施設計画の素案というものをまず作成します。素案については、各施設の担当課において、それぞれハコモノ、インフラ系での素案を考えていただきということで、考えています。

下期について、施設の方向性について、庁舎内協議の実施ということで、委員会の立ち上げが必要と考えております。委員会の立ち上げをすることによって今後、住民・議会との協議事項の整理をこの中で整理をした上で、まず個別施設計画の素案の完成を目指したいと思っております。

次に 30 年度の上期、先ほどの素案を元に住民アンケート等の実施を行った上で、住民等の意見も反映した中で、整理をしていきたいと思っております。

下期に向けてなのですが、今度は個別施設計画の実施版をまとめると。先ほどは、素案ということでしたが、今度はもう実施に向けて委員会の協議の中で出た話、あとは施設間の調整。あとは、お金のお話も出てきますので、財政とのすり合わせということもこの中で話をしたいと思っております。

次に 31 年度に上期、個別施設計画の実施版による施設の調査が当然必要になってきます。そういったことで、改修等の概算費用の算出もこの時期に行うと。

最後に下期に、必要に応じてこの総合管理計画の更新。いわゆるフォローアップになると思うのですが、それぞれ年次の更新等財政の協議というものを含めた中で、実施していくと。

32 年度以降は、実施版の計画で各施設の改修、一つひとつの改修を行っていくという流れで考えております。

この工程については、現段階での案でございますので、今後の個別施設計画については、財政協議等も積み重ねて実施していきたいと思っております。

最後にこの公共施設、いわゆる行動計画でございますが、この策定を行う最大の理由は、今後必ず訪れるであろう各施設の改修があります。この改修を行う上で、この行動計画がなければ国の補助等の恩恵というか受けられないということがありまして、これが必須となっております。そういったことがあって今後、個別施設計画をこれから進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

平野委員長 説明が終わりました。皆さんご承知のとおり、28 年度内にできあがる前に皆さんに概要版として、説明をしていただきました。

それでは、質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 今回は、委員会に概要版というようなことで示されたものですが、そうすれば概要版ではなくて本編については、まだまだ細かいものが出てくるという捉え方をしているのかどうなのか。例えば、どっかと言えばこれ一通り概要版を読めば、当然自ずと当たり前の部分しか書いていないのですよね。ですから例えば、3 ページの人口減少を見据えた整備更新、できる限り長期間使いたい。当然、その裏付けとなる財源を含めたものがこの計画の中で出てこなければ、全然我々何だかさっぱりわからない。

それと、3 ページの 3 の民間活力の導入。多様な主体と協働を図るということは、これはこの計画を立てないと制度を受けられないという。補助制度等が受けられないという一

つの籠が嵌まっているのだなといまの説明の中ではわかったのですけれども、ですからこういう計画を作らなければならないのだなということも理解はしました。ただ、説明を受ける前まで概要版をもらった時は、この程度のものしか出てこないのかという言い方は悪いけれども、そういうふうにも思っています。細かい部分はこの中でもいっぱいあるのだけれども、この4ページの9章の部分についてもいろいろ確認をしたい部分があるのだけれども、具体的なものが本編が出てこなければわからないということですから、出た時点で再度確認をしたいというふうに思っています。

それと8ページの工程表、現段階で例えば建設水道課で考えている工程表なのかなというふうに思うのですけれども、こんなに期間をかけなければだめなのかなという。例えば、30年の上期に住民アンケートと取らなければならない。それだったら29年度の下期の公共施設の管理計画の委員会、これに住民も巻き込んだそういう委員会に立ち上げれば、ある程度この辺はクリアするのではないのかなという。こんなに2年間もかけて施設のインフラ整備をしなくてもいいのかという先ほども7ページの一覧を見て、30年以上経った施設がかなりあるのですよね。いまからもう例えばこの計画に基づいて補助を受けられるものはマックス、例えば30年から制度を適用であれば29年度にもきちんと整備をしてしまって、30年からもう制度に乗ったインフラ整備を行うというふうにしなれば。この冒頭の前段のほうで、人口減少云々という部分もコメントをしていますけれども、当然が少なくなればそれだけ町のいろんな税収含めた部分がだんだん落ち込んでくるという部分なのですよね。ですから、やらなければならないものは早く取りかかるというふうにしなれば、こんなに30年・31年と個別施設の見直しだとか何とかして、32年からなら具体的に改修にかからないというそういう躊躇なことでいいのかなというそういう気がするものですから、その辺は内部の討議の中でどういう検討をしてこれに至ったのかという部分も含めて答弁を願います。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、今回のこの計画の概要版についてでございますが、今回総務省のほうで考えていることが、日本全国自治体が結構ございます。その中で、統一した考え方でその町による施設の建物がどういう状況かを把握するというのが大きな目的です。

これを作る場合は、漠然的にはどの施設がある、こうあるというのはわかっているのですが、そうしたらいざそれを数値化をするためには、どういう状況なのだということをそれを国のほうに提示をする必要性がございます。その中で今回、例えばハコモノがうちの町は68施設でありますよと。いままでは68という数字さえもわからない状況できていたという。ただ、その中で固定資産台帳というものがあつたのですが、それを利用して今回こういった施設の割合と言えはよろしいですか、ことがまずわかったと。そういった中で、その数字がわかった上で、次に何をやっていくかということを考えるためのまず資料ということで認識していただきたいと思えます。

その中で、この概要版というのが後ほど3月末に完成版は提示できると思うのですが、これをやった上で次に個々の施設。個々の施設と言えどもグループごとに、まず分ける作業。例えば、建設水道課であれば道路の部分、土木の部分とか、あと上水・下水、教育施設であれば学校・公民館等とか、そういった大枠での今度優先順位というものも今度庁内のほうで議論をして、どの施設を先にやるとかということこれから住民の意見も聞きなが

らやっっていかなければならないことは認識をしております。

その中で、最後に工程のお話が出ましたが、この工程をまず案ということで今回出させていただきましたが、今後どの施設を優先していくかという部分もいろんな施設の担当課も含めて、協議をしていかなければいけないと。例えば、どの事業を先にやるということがいまの段階ではまだ見えないのです。単純に古いから直すのか、古いから建て替えるのか、そういった議論もこれからしていけないといけないと思っております。

そういった中で、確かにこの工程では3年・4年かけるような工程で作っておりますが、施設によっては先に個別施設計画というものの素案なり実施版というものを先に作るのが急務なものもあると思います。ただ、それが例えば公共施設ということで、学校教育的な施設なのか公営住宅なのか、そういった部分を当然いろんな意見を聞きながら協議をして、優先度というもの。当然、優先度ということは財政的なことも絡んできますから、まずは竹田委員がおっしゃるように、29年度が方向性を付ける上では非常に大事な年度だと思っておりますので、この29年度にその方向性をある程度は付けたいと思っております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 工程表の中でいま課長のほうから答弁をいただいたけれども、例えば住民アンケート云々というふうについては、もう少しやはり委員会に取り込むことによって、このアンケートの必要性がどうなのかという部分だってあるわけですし、これについてはきょう財政担当課長も見えていますから当然、町のインフラ整備にかかる財政計画というかそういうものもこれに付いてくるだろうと思うのですよね。だから、現在考えている財政としてのインフラ整備計画、それとこの新たに公共施設のいまの管理計画。これによって発生する例えばインフラ整備等のやはりバッティングする部分だとか、そうでない優先順位を含めた部分のやり取りがこれから概要版ではなくて本編ではたぶんそういうのも出てくるだろうと思っておりますから、それはその時点でまた議論をしますけれども、いま現在考えている財政のインフラ整備計画との部分をどうこの計画と整合性を持たせるのかという部分の考えがもしあれば、ちょっとお聞かせください。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの竹田委員のご質問にお答えをしたいと思います。

財政収支計画上の公共施設等の整備計画というのは、第6次振興計画のほうに登載になっているものを入れております。

また、過疎計画です。こういったものを入れておりますので、公共施設等総合管理計画というのは、いま取り組んでいる内容でして、ここの中に第6次の計画で組んでいるものが入っているというふうに認識をしてください。施設は全部入ってくるわけですから、振興計画上で各担当からいついつ整備をお願いしたいということで出ていますので、そこはこれからリンクさせることになります。それが個別施設計画、全体計画をいま作っておいて、29年度から個別施設計画を作っていきますので、その中で例えば役場であれば何年に整備が必要だと。こういうような個別計画になっていくわけです。この個別計画というのは、職員による計画です。ただ、職員といってもやはり全体計画を作った中でのコンサルに委託した部分がございますので、29年度についてはコンサルに委託する方向も含めて、個別計画の作成について、このあと検討をしていきたいというふうに思っております。29年の予算には、コンサルに委託するという部分については、いまのところみていません。

ちょっと先のお話をしますと、いま国のほうで新しい施設整備に関する起債の新設ということで、出てきています。これは、個別施設計画を作って、まず大前提は公共施設等管理計画になりますけれども、これの下に計画として5ページの表にもありますように、公共施設等総合管理計画。そして、この下に個別施設計画。個別施設計画を作っていれば交付税のバックのある起債を借りることができる。こういう新しい国の政策が出てきていますから、自治体としては全てのところがこれに取り組んでいかないと一般財源で修繕をやっていくというような状況ではなくて、何とか有利な起債を借りて交付税のバックをもらっていきたくてこういう流れになっていきます。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま課長、あるいは副町長から聞かれた分に関しては、ご説明をいただきました。私は過去2・3年になりますか、この公共施設に関しての一般質問を通じていろいろ今後の見直しをきちんと図っていかなければだめだよとそういうお話をさせていただいています。

そういう中で、国の政策がいまいまという状況の中で、どうもやはり見ている部分というのは非常に何か違和感というか、要するにあまりよく見ていないのではないかなど。当然こういう話は、実際にやるという方向性のある中で、やはりこれだけの種類、ほかにもあるのでしょうか。そういう中で、実際このリストに上がった部分というのは、これはいるよねとかいらぬよねという協議はされていないのですよね、当然ながら。これからの話ですよね。それもどうなのかなという部分もないわけでもないのです、私の気持ちは。やはりある意味では断腸の思いで、住民にはちょっとご負担をいただくと。そういうサービスの建物がこれはもう立ち入らないということも出てくるのではないかなと思うのです、今後。そういう見方をやはりこういう委員会の中で、ある程度お示しをいただかないとこういういま28年度中にまとめて、29年からはじまるのだということも何か足踏み状態かなというような思いがあります。大変ちょっと言い方は悪いかもしれませんが。本当にこういう計画というのは、いま言ったように数字ではもう出ているわけですから、そういう数字をきちんと見ていくと当然いま言ったように、今後いろんな検証をされて、いるよとかいらぬよとかとふるいをされるのでしょうか。その中でいくと各担当課のこういう分類図もある程度変わる可能性はありますよね。要するに、例えば町民課は安行苑だけでも、これがどこかの課にいくとかいろんなそういうこともあり得るというふうには私は解釈をしているのだけれども、その辺のちょっと見解をお示ししたいと思います。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず新井田委員の質問に対することなのですが、私どものほうでもいま考えていることは、個別施設計画を作成する上で、この時点で各分類ごとにこの施設がいるいらぬという協議を行おうと考えております。本来であれば、いま作成しております管理計画の中で、そういった協議ができるのがベストだと思うのですが、何せいま段階ではまずリストを作った状況で、うちの町がどういう状況だということ把握できたということがいまの時点でようやくわかったということもございまして、まずこれから行わなければいけないものというのは、個別施設計画。この中で例えばハコモノ表でいけば、生涯学習課が17施設ございしますが、この中で例えばどの施設がいるかいらぬのか、

または直すことによって長寿命化をしていくのかということをご担当課ごとに方向性をまず出していただいた上で、それが出た上で今度費用の考え方というのも出てくると思います。そういった意味でも施設計画というのは、非常に大事なことでということ認識しております。そういった意味でも当然、建設水道課のほうとしても団地と公営住宅等と、あと地域の集会所とかこういった部分の統廃合ということも当然考えていけないと思っております。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 構口課長の言うとおりでと思います。ただ、やはりこれだけのリストが出て、いまこういう部分で比較できたのだというお話ですけれども、でもそれを揉むためにはたたき台が必要なわけですね、当然ながら。それがまだできていないというのは、流れはあるのでしょうかけれども、我々からするとやはりその辺がどうも何かいまいちの状況に感ずるわけです。こういうリストが上がったから、こういう考えで取りあえず要請はいるのですという部分が上がってきてもいいのかなというふうには私は思ったのです。だから、そういう考えであればそういう考えで結構ですけれども、いずれにしても。

それと、やはり施設を他町村と共用する、近場の町村ありますよね。そういう部分の共用する建物とか、そういう部分に関しては、全く考えなしという形なのでしょうか。その辺をお聞かせください。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いまの段階では、まずはうちの建物だけでということ考えております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 関連するけれども、先ほど副町長から答弁をもらって、例えば 29 年度予算でのインフラ整備。これについては、振興計画、過疎計画に基づいた計画を進めますよと。私は先ほど 8 ページの工程表の部分でも質問をしているのだけれども、そうすれば 29 年・30 年・31 年。この 3 か年はこの管理計画ではなくて、従前の振興計画等に基づいたインフラ整備をするという考えなのだなというふうには受け止めたですけれども、それでいいのかどうなのか。

平野委員長 副町長。

大野副町長 そのように受け止めないでいただきたいと思います。ことし 2 月 1 日に国のほうの起債に関する新たな制度・方針が出ました。その中で先ほど言ったのですが、個別事業計画を作っているといままで起債の対象にならなかった、交付税のバックの対象にならなかった事業ができるようになってきました。それを 29 年で取り込んでいきたいのです。それは、振興計画の変更も伴います。いまある整備計画は、年次計画でいうと過疎計画・振興計画なのですが、そこの部分を変更する作業が 29 年度でできる。国の制度と言いますか起債について、新しい流れがいまこの 2 月にできたものですから、それを何とか取り込んで町としては負担の少ない形で事業を取り組んでいきたいとこういうような思いです。ただ、その具体的内容がまだ国のほうから担当者の説明は受けているのですが、どこまで個別計画を例えばこの表にあります教育委員会部門を作ればいいのか、町の全体を作らなければならないのか、そこら辺が少しまだぼやけているものですから、我々としては建築なら建築、住宅なら住宅というところでやれるのじゃないかなとは思っているのですけ

れども、そこを確認しながら新年度 29 年度で取り組んでいきたいというふうに思っています。ただ、いまある計画は何かというと、そこで言うのは振興計画・過疎計画、それを変更していくのが 29 年度というふうに理解をしていただければと思います。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 そういうふうに言われれば新しい制度に移行するのだなという部分では理解をします。だけれども、8 ページのこの工程表からすれば、3 年間も例えば改修しないというようなふうにも見えるのですよね。ですから、前段言った振興計画でのインフラ整備なのだなというふうに思ったのです。だから、いままだ詳しい内容も把握していない部分もあるけれども、新しいこの制度、有利な制度に乗かって振興計画等の見直しも含めた部分でリンクさせながら、こういう施設の整備、長寿命化を図るのだということであれば理解できます。ただ課長、いまこの概要版ではなくて、本編については先ほど同僚委員が求めたように、そういう細かいところまで出てくるのですか。その辺ちょっと 1 点だけ確認をしておきます。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 ある程度細かいという意味合いについてはなのですが、今回出させていただく概要版が数値的には細かくは出ていますが、考え方の方向性としては細かい施設をどうするああするということのまとめではございません。あくまでも今回出した概要版の細かい数字の積み上げたものの資料のまとめとなっております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 捉え方が我々と行政側とちょっと差があるのかなと。私達は極端な話、安行苑なら安行苑をあと 20 年共用するとなったら、どういう例えば整備をしてどのくらいの費用がかかるというところまで、当然出てくるものだなと我々とすれば思っているのです。ですから、冒頭に言った 440 億円のこの数字の積み上げがこうなのだと思っているのです。それを庁舎内内部で、コンサルでは例えば安行苑の外壁の改修が必要だともし例えば出てきても、これはもう少しこれこれすることによって保つよねとそういうものを内部精査するだけだと思っていたのです。それで、例えばこの計画に約 600 万円近い投資をしているわけだから。それでなかったら、それを新たにこれからよーいどんでやるとなったら、本当にこの工程表のとおり 2 年も 3 年もかかると思うのだよね。そのためのコンサルではないのかなというふうに我々は捉えていたものだから、だから本編が出てきた時に詳しく議論をしましょうと言っているのもそこにあるのです。そういうものが出てこないのであれば。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 46 分

再開 午後 3 時 03 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩の中でも様々議論をされましたが、この公共施設総合管理計画については、3 月末が工期で本編が出てくるということですので、また本編ができあがったら皆さんにお配りして、その中で中身について話し合う必要性があるのであれば、また機会を設けたいと思

いますし、再三話が出ていますのが今後の計画です。工程については 3 年をかけてという記載がありますが、これをできるだけ早く進めたほうがいいんじゃないかというのは、この委員会の相違でありますし、この個別施設計画です。これが最重要になると思いますので、これを少しでも早く進められるように担当課には頑張ってもらいたいと思いますので、

ほかに質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ以上で、公共施設等総合管理計画については、終えたいと思います。

あと皆さんの会議のご案内の中には載せておりませんでした。皆さんに案内をかけたあとに、担当課から報告をしたいという案件がございまして表題の 2 番目、民間資金等活用事業調査費補助事業について、報告をしたいというお話がございましたので、報告を許したいと思いますので。資料が同じく付いておりますので、説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 時間を取っていただき、ありがとうございます。

ここで次第 2 番に書いております、民間資金等の活用事業調査費補助事業について、若干の説明をさせていただきたいと思います。

資料に添って説明をしたいと思います。9 ページになります。

はじめになのですが、民間資金等活用事業調査費補助事業についてですが、この 3 月定例会にまだ仮称ではございますが、水道事業広域連携における PPP 及び PFI 導入可能性調査業務委託として、この事業における予算を収益的支出収入ということで、それぞれ 3,898 万 8,000 円の追加補正をいま予定しておりますので、これの概要について説明したいと思います。

9 ページなのですが、現在、内閣府ではこの PPP/PFI 手法の活用を推進するため、地方公共団体を対象に支援を実施しております。

この補助事業は、公共施設等運営事業等の導入に対する検討に要する調査委託費を助成するものでございます。これが仮に採択となった場合、コンサルタント等が行う調査費を全て全額国のほうから補助を受けられるというものでございます。

当町におけます水道事業の概要というか今後の事業として、状況です。

まずは、人口減少に伴う料金収入の減、施設の老朽化、職員の減少というものがございます。

ヒト・モノ・カネの 3 要素が減少悪化をすることによって、今後の水道水の安定供給が脅かされる懸念があります。

そこで解決策として、国のほうも提唱している周辺事業者との広域連携、または民間事業者の技術の導入のあくまでも可能性調査を対象とした国の補助金があるということで、これを活用していきたいと。

調査内容に関しましては列記しているとおり、水道事業の現況と課題の把握、事業環境の把握、ダウンサイジングと各施設の統廃合の可能性、連携携帯の検討、調整協議資料の作成ということで、このことに関しては当然、周辺自治体も同じようなことで課題ということもありまして、いま当町を含めた西部 4 町。知内、福島、松前、檜山のほうの上ノ国、江差まで含んだこの 6 町まで調査範囲を考えた上で、これに関してのいま計画をしております。11 ページ以降に募集要領を参考までに添付しておりますが、この水道事業に関して

は、今後の方向性を調査する上でも非常に重要な調査と私達も考えております。

水道事業は当然、当町だけではなく、どの自治体においても人口減少、収入減、施設の老朽化という同じ課題があった中で、同じような危機感を持っているという状況もございます。そんな中で、この補助事業を活用することによって、うちの町としてのこれは広域を含めた中での話になりますが、水道事業のあり方の方向性を決定していきたいということで考えております。これによって今回、約 4,000 万円の委託料ということで、予算計上をすることで考えておりますが、それなりに費用のほうも高額なことになっておりますので、それぞれこの 6 町の諸問題を整理した上で、例えば 2 町でやるのがいいのか 4 町でやるのがいいのか。または、施設に関しては個々の持ちものであるが、運営に関しては民間の力を借りながらやるとかそういったいろんな方向性をこれから考える上でもこういった今回の導入可能性調査というのが非常に大事だと思っております。そういった意味で今回、3 月議会に予算計上をするということで、今回報告をするものでございます。以上です。

平野委員長 説明が終わりまして、3 月定例会に補正で上がってくる案件だということで、国の全額補助事業だということで、ここに金額が書いてなかったのですけれども、課長はいま口頭で金額を言いましたね。そのようなことで、内容について確認等の質問があれば受けたいと思っております。

竹田委員。

竹田委員 確かにここに謳っていることは、間違いのないと思うのだけれども、はたして水道事業・下水道も含めて見た場合に広域連携、檜山含めた 6 町。これを受けないとこの有利な制度に補助を受けられないということなのか、単なる広域連携の可能性というかそこにいくのか。私は、もし水道・下水道事業で広域連携を図るのであれば、ほかはいらない。知内町との広域連携で具体的に 2 町で協議をするという部分であれば、ちょっとやってみたらと思うのだけれども、上ノ国・松前だとかと。何かその辺がピンとこないのよね。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、今回の補助事業の趣旨ということでございますが、当然 10 割補助という非常に我が町にとっては有利なことだと思っております。

広域というお話でさせていただきますが、例えばうちの町と知内町さん、この 2 町でやった場合、この時に運営管理に関しては民間にお願いをするのか、例えば施設のほうは公的な財産としてやるのか。その中で、民間にお願いをする時は 2 町に関しては、企業としてはメリットが出ませんという結論に出る可能性があります。もしかしたらほかの 4 町までいったら企業として営利的なことで、それであれば採算が取れるので、4 町の連携をするという可能性もあります。もっと大枠でいけば、檜山の 2 町を入れた 6 町といった検討をするというこの業務でございます。これはあくまでも私どもがそういう推計をしているだけであって、実際どういう状況なのかということ調べていただくことが今回の目的です。いま段階では方向性をするための調査の委託であって、それを補助で受けられるというものでございます。今後のハード部分の維持管理に関する補助がどうこうということの部分では、いまございません。あくまでもソフト分野に係る部分でどの方向性、どのやり方がいいのかということ調査して、そのあとは身の丈にあったやり方がどうなのかと。それは当然、木古内町だけで考えた場合と隣の知内町さんを含めた中で考えた場合でまた変わってきますので、そういった部分をまずは見えるようにして検討材料ということで、

今回題材を導くための調査ということでいま考えております。

平野委員長 若山課長。

若山総務課長 資料の 10 ページにあるとおり、内閣府という民間資金等活用事業推進室からの提案で、今回。本来であれば水道事業ですから厚生労働省のほうの補助をいただくとかそういう話からはじまるのですけれども、今回は内閣府という国の中で民間資金の活用をする上で、内閣府の中でこのプロジェクトチームがあって、その中で先ほど委員長からちょっと話があったとおり、こういう PPP とか PFI を上手く活用するためのモデル事業みたいなことで、調査してみないかということ在全国に発信されて、それでうちのいま考えている水道を今後どうしていくかという中で、例えば町だけであってまかなりきつい。先ほど竹田委員からもおっしゃられたように、知内との模索は水面下ではやってはいたものの、なかなか職員だけで検討材料もなくて、調査範囲もなかなか厳しい中で、今回こういうことが発信されましたので、ここはもう手を挙げてみてもし採択になった場合は国に対してこの結果を踏まえて、このあとこうしてああしてということではなくて、こういうモデルケースの結果を踏まえたから今後の PPP のあり方についての例えば国の方針とかの参考にたぶんなっていくと思うのですよね。そういう面でうちのほうとすると、ここに手を挙げることで広く 6 町での調査をさせていただく中で、各よその町の状況も見えてきて、その中で将来展望としては結果は例えば知内と木古内が料金体系を一緒にしたほうがいいとか、あるいは江差・上ノ国はくつつくべきだとか、こっちの 4 町がこうなるべき。あるいは場合によっては、従前どおり各町でいったほうがいいのか、いろんなケースが出てくるとは思うのですけれども、国のほうのそういうことも今後の参考になるということで、こちら手も挙げたというのが内容です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 確かに国の内閣府の制度で、10 分の 10 の補助事業だから木古内町が手を挙げて 4,000 万円のこの調査事業を 6 町にまたがって模索をするというか、その可能性を調査するという。現実的にやはりそう思っているのですか、担当として。私は現実的な部分を見た場合に、檜山と上ノ国からパイプラインを引いて、トランプならわかる。これは、そういう可能性からしたら、可能性が少ないものをやるべきだというふうになりますか。

平野委員長 竹田委員、極端に言うとな国がぜひやってほしいということなのじゃないですか、どっちかと言うと。

竹田委員。

竹田委員 そうではないでしょう、木古内町が手を挙げたと。だから前段に聞いたのは、これに附帯するこの調査を受けたら有利な制度があるのと聞いたら、それはないと言うから、そんなやる必要があるのというふうになる

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 少し誤解があるようなので、若干説明をしたいと思いますが、あくまでも施設はそのままというか例えば知内町と木古内町の水道を連結するということではございません。例えば知内と福島、千軒を越えて水道を連結するということではございません。あくまでも施設としての運営の広域化ということでございます。それは、先ほども若干説明をしましたが、民間のほうの木古内町だけ受けても要は仕事ができないと。知内町さんと一緒であれば営業できるとか、2 町なら無理であれば 4 町ならできるとか、そうい

った検討をするということでございます。そういった意味で先ほど若山課長からもございましたが、まず可能性がどうかという部分を調査するというのが最大の目的で、その調査の結果がこれから一つの事例となって、いろんな自治体とかの参考数値になるとかそういった部分もあって、今回のこの補助を受けるというメリットもあるということで考えてございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 説明は竹田委員とちょっとラップはするのですけれども、どうもこれそのものの趣旨というのはだいたい理解できるのです。だけれども、これをやっぴま言ったように、単体の部分ではペイできないけれども、複数であると運営にはペイできるよということもあり得るのだと。だけれどもどうしてそういうこと、例えば行政の考えとしてそれをやっぴこういう結果が出ましたよと国に示したあとに、どういう方向性を持っていくのだという何かそれが見えてこない。こういう制度があるから乗っかってみようというだけのニュアンスで取られるのですけれども、仮に広域でやった場合に何とかなるのだよと。そのあとはどういうふうにするということがあまり明確にちょっと感じというか捉えられないのだけれども、その辺はどういうような見解なのですか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いま新井田委員がおっしゃるように、まず方向性というものは見えてございません。その方向性を明確化するための調査ということで、考えております。

平野委員長 因みに簡易水道事業への推移については、研究調査するということだったと思うのですけれども、その進みというのは現状どんな状況なのでしょうか。

木本（邦）主査。

木本（邦）主査 簡易水道事業の移行ですけれども、この定例会の予算委員会の中で、移行に向けた具体的な調査ということで、当町としてはやはり簡易水道事業に移行したほうがメリットも多いということで、具体的な調査としまして水源の電気探査ということで、水脈のあるなしと可能性をこの予算委員会で計上してご審議をいただきたいというふうを考えております。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま最初私は、簡水の話がまず優先的な部分ではないのかなと思ったのだけれども、これはこれでこういうものがあるのだと。だから何回も言うように、これをやっぴじゃあどうするのだと。この辺がただこういう制度があるので、各町村にお伺いを立ててどうするこうするというようなこうすれば民間の部分に対応できるとか、そういうふうにできると我が町もそういうふうな方向でいくのだということなのか。たまたまこういう制度だからまずやっぴみようということなのだろうけれども、その目的があんまり。最終的な目的は一体何なのだと。我が町としてこういう制度に乗っかって、その辺がちょっと何回も申し訳ないのだけれども、明確じゃないとは思っているのだけれども。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、簡水に関してはハード事業ということで、ご理解ください。今回のPPP／PFIに関しては、ソフト面に対する事業ということで、ご理解をしていただきたい。あくまでもソフトとハードの二つをいま考え方を持った上で、動いているということでご理解を願いたいと思います。

平野委員長 水道事業が今後、将来に向けても経営が成り立たないとはっきり言って。だから、その経営を安定させるためにどの道がいいのかを研究調査するというだけの話ですよ。

又地委員。

又地委員 そこで、西部 4 町と上ノ国、江差町の 6 町とあるのですよ。これは、我が町で早い話リーダーシップを取って、他の 5 町に連絡をして一緒にやりましょうということになるのかな、この調査は。うちは独自でやって、その結果がいろいろ出てきたと。それからの話なのだ。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 6 町との連携のお話に関しては、あくまでも各町の担当課長での話でのいま進めております。ある程度この中で、この調査をやった上で、方向性が導いた中で次の段階、副町長、町長という自治体同士のお話になるかと思えます。

平野委員長 ある程度中身はわかったと思いますので。

又地委員。

又地委員 他の 5 町では同じ申請はしないのだ。私は、逆に他の町でも申請をしてくれればいいなという気もしたものだから。

平野委員長 副町長。

大野副町長 6 町のそれぞれの管理運営している施設を木古内が情報を担当者からいただいて、コンサルがこの 6 町の管理運営を全体でやるといふの運営費を軽減する可能性があるのかどうか。各町の負担が軽減になるのかどうかということで、調査をしてもらえますので、その中で可能性があるというふうに結論付けた時に、今度は私なり町長が動いてやりましょうというそういう広域連携というふうに今度は動いていくというふうになっていくと思えます。ただ、可能性がなければ内閣府に報告をして、それで終わりという事業でございませう。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 ここに謳っている 6 町ではなくて、道西地区の範囲に拡大をしたほうがいいのか。そのほうが連携が取りやすいでしょう。その辺はどうですか。

平野委員長 木本（邦）主査。

木本（邦）主査 広域連携の範囲のお話でございますけれども、実は今回のお話の経緯としまして、平成 25 年度からの北海道主催の水道事業における地域別乖離ということで、道内は 6 ブロックに分けて将来的な展望として、広域連携のあり方とか各町の問題関係を洗い出したりする担当レベルの会議があったのです。そこに、渡島保健所管内の当町を含めたもちろん函館市ですとか北斗市を含めて市のほうも参加をしているのですけれども、どちらかと言うと私どもの小規模なほうが将来的に危機感があって、広域連携の模索したというような態度を会議の中で示した時に、どちらかと言うと大きい市のほうは小さい自治体のほうを取り込むというのですか、連携の手法として向こう側もやはりリスクがあるということで、なかなか積極的な回答を得られないところがありまして、先ほど構口課長も言いましたけれども、知内町さんと広域連携をしていくにはどういった手法があるかということではやっていたものの、具体的にちょっと進め方もなかなか滞っているところがありまして、今回こういう小規模自治体同士の広域連携のあり方ということで、可能性の導入

調査ということで、手を挙げた次第です。

平野委員長 よろしいですね。ある程度時間も割いて、質疑も多数出ましたので、ほぼほぼ内容については理解をしたと思いますが、それ以外の確認ごとがあれば本会議の中で質問をしてください。

以上をもちまして、建設水道課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

その他の事項がありますので、5分間、休憩をします。

休憩 午後 3 時 30 分

再開 午後 3 時 37 分

3. その他

○放課後児童健全育成事業について(町民課)

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、調査事項は終わりましたのでその他ということで、放課後児童健全育成事業について、町民課の皆さんにお越しいただきました。お疲れ様です。

休憩中にお話をしましたが、当初、3月定例会前に現地調査を進めるということだったのですが、工期が3月末ということですし、現在まだ学校では3学期にの最中ということで、工事が進んでおりませんので、現地調査は定例会後になりますので、そのことを理解いただきたいと思います。

また、現状までの進捗について担当課より説明をいただきますので、資料も出ておりますので、説明を早速求めたいと思います。

吉田課長。

吉田町民課長 きょうは、調査事項にない中で、説明に時間を設けていただきまして、ありがとうございます。

それでは、放課後児童健全育成事業についてということで、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページのほうをご覧ください。

最初に施設の改修工事の進捗状況について、ご報告いたします。

まず、1月初旬から学校の授業に影響のないよう、学校が休みの日を中心に工事が行われております。

工事は順調に進んでおりまして、この度、新しいコンピューター室がほぼ完成したことによりまして、先週の10日から昨日にかけて、現在のコンピューター室から新しいコンピューター室にパソコンの移設を行っており、本日から新しいコンピューター室の利用が可能となっております。

学童保育施設となる旧コンピューター室は、これまでに照明器具の交換や壁の一部新設、ランドセル棚の新設などを終えております。引き続き、流し台の設置や給排水設備の工事、またその周辺の棚などの設備やエアコンの新設などを行いまして、3月中旬頃には工事が完成する予定となっております。

次に、2の町営学童保育の実施方法について、ご説明をいたします。

2ページのほうをご覧ください。

表1としまして、町営学童保育の実施（案）と町内における民間学童保育実施実績との比較ということで、載せております。

これの1で利用登録人数を記載しております。木古内保育園では、12月末現在で20人の登録、永盛保育園では45人の登録があります。町営学童保育では、その合計の65人を登録を見込んでおります。

2は、1日の平均の利用人数です。木古内保育園では現在6.5人、永盛保育園で13.5人ということで、町営学童保育では合計した20人程度と見込んでおります。

保育時間につきましては、平日は学校が終わってから14時15分から18時まで、それと第2・第4土曜日は8時30分から17時まで、夏休みや冬休みなどの長期休暇や行事の振替休日など休校日は、8時半から18時までとしますが、平日は14時から18時まで、土曜日と休校日は8時から18時まで、職員が施設にいるようにすることとしております。

土曜日の開所につきましては、表の下の枠外のところに記載しておりますのでご覧ください。

現在、町内で実施されている学童保育では、木古内保育園では毎週土曜日に開所しておりますが、永盛保育園では開所はしておりません。木古内保育園での利用状況をみましても土曜日の利用はほとんどないことから、開設当初は第2・第4土曜日のみ開所することとしまして、利用状況等をみながら、開所日を増やすかどうかを検討していくこととします。

参考としてその下に、昨年度と今年度の木古内保育園での利用実績を載せております。

まず、下段の平成27年度から説明しますと、年間5人の利用がありまして、そのうち年3回利用したかたが1名、そのほかの4名は年1回のみ利用となっております。

上段の平成28年度では、3名の利用で、年6回、年2回、年1回の利用者がそれぞれ1名となっております。

続きまして表のほうに戻りまして、6の利用料金になります。これまで、民間の学童保育では、月額料金の設定はなく、8と9に記載しているとおり開校日は250円、休校日は450円または500円となっておりますが、町営の学童保育では月額での利用を基本としております。

3ページのほうをご覧ください。

表2としまして、町営学童保育の利用料（案）と他町との比較を載せております。

利用料は月額5,000円としまして、同一世帯から2人以上利用する場合は、2人目以降は2,500円とします。

利用料の考え方につきましては、表の下の枠外に記載しておりますのでご覧ください。

利用料につきましては、月額での利用を基本とします。ただし、月末までの利用実績を元に1か月の利用額を3の日額利用額、開校日300円、休校日500円で積算し、基準額を超える場合は基準額、先ほど言いました1人目は5,000円、2人目以降は2,500円、基準額未満の場合は、積み上げた実績額により翌月上旬に利用者に請求することとしております。

なお、同一世帯から2人以上の利用があった場合の利用料の一番多い児童を1人目とし、

それ以外の児童を2人目以降として、利用料を計算し請求することとします。

表2の4番です。中途入所・退所の場合とも上限5,000円と記載しておりますが、2人目以降は2,500円で、考え方は通常の利用と同様に、月末までの利用実績により日額利用額を積み上げた実績額となります。

5の減免規定としまして、生活保護世帯、災害等により不慮の損害を受けた者、町長が特に必要と認める者について、利用料を減免することとします。

2ページのほうにお戻りください。

表1の10の教材費につきまして、民間の学童保育では年間2,000円から3,000円の教材費をいただいておりますが、町営の学童保育では、徴収しないこととしております。

11の傷害保険料につきましては、民間と同様に、800円程度のものに利用者の負担で加入していただくこととしております。

休日につきましては、第1、第3、第5土曜、日曜日、祝祭日、年末年始は12月30日から1月5日まで、お盆休みは8月13日から16日までとします。

1ページのほうにお戻りください。

次に、3の平成29年度の予算（案）について、ご説明します。

歳入につきましては、国と道から運営費として247万円を見込んでおります。補助率は、国・道ともに補助基準額の370万5,000円の3分の1ずつとなっております。

利用者負担金は総額で、134万4,000円を見込んでおります。

歳出につきましては、賃金、共済費などの人件費が472万9,000円、消耗品や教材費など、その他の経費が63万1,000円となっております。

歳出の合計536万円から歳入の合計の381万4,000円を差し引いた154万6,000円が、一般財源での支出見込額となっております。

続きまして、その他についてですけれども、一つ目で職員の採用面接の実施についてです。

町営の学童保育では、常時2名から3名の職員配置を予定しております。この事業は新規事業であることから、円滑に事業を進めるためにも、このうちの1名は学童保育施設での支援員業務の経験があり、事業の管理的な業務を任せられるかたを採用したいと考えております。

その候補者として、町内で実施されている民間の学童保育で支援員業務を行っている方々のうち、現在、小学校の特別支援員としても活躍されているかたがおりまして、そのかたであれば、普段の学校生活においても児童との交流もありますし、保護者の皆様からも信頼されているかたですので、この新規事業に対する保護者の不安を取り除く意味でも適任者ではないかと考えております。

つきましては、そのかたを教育委員会の非常勤職員として引き続き採用した上で、小学校と学童保育の両方で勤務していただきたいと考えております。

したがって、今回募集するのは、教員や保育士などの有資格者2名となります。学童保育を運営する上で、放課後児童支援員の配置が常時1名以上必要となりますが、これらの有資格者は、今後予定されている研修を受けることにより放課後児童支援員の資格を得られます。また、研修を受けるまでの間も研修を受ける予定であることを前提に、放課後児童支援員とみなされることになっております。

2名のうち1名は、1日4時間から5時間程度勤務する放課後児童支援員として時給1,130円で、もう1名は、1日7時間30分の勤務で事務補助員を兼ねる放課後児童支援員として日額8,400円での募集を予定しております。

なお、本来であれば、3月定例会で予算がとおってから職員の募集を行わなければならないところではありますが、資格を有する職員がいなければ、施設の開設ができないことから、確実に有資格者を確保するためにも、早期の募集が必要と考えますので、予算議決前ではありますが、この委員会終了後すぐに、募集事務をはじめたいと考えておりますので、ご承諾をお願いいたします。

募集期間は、この委員会終了後から2月24日金曜日までとし、27日月曜日の午後から面接試験を実施したいと考えております。

なお、このほかにも、土曜日や休校日、さらに職員が休んだ時など、1日4時間から6時間程度勤務する職員が必要となりますが、勤務日が少ないことから、町内に在住する有資格者に個別に依頼し、数名のかたに登録をしていただき、必要に応じて勤務をお願いしていきたいと考えております。

二つ目の保護者説明会の実施についてです。

来週22日水曜日の午後6時から産業会館で開催することとしております。案内文書は既に現在の小学1年生から5年生までは学校を通じて、新1年生のうち保育園児は保育園を通じて、それ以外は直接郵送により配布を行っております。以上で説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりました。質問があればお受けしますが。

鈴木委員。

鈴木委員 表の1なのですけれども、いままで木古内保育園と永盛保育園、そして今回新たに町営学童保育ということで、1から14の項目で主に6・7の利用料金、そして10の教材費。ここは、いままで設定がなかったものを設定して、設定があったものを徴収しないという形に変更になっていますけれども、こちらのほうの説明のほうをお願いいたします。

平野委員長 吉田課長。

吉田町民課長 利用料金の月額の設定についてですけれども、基本的にはこの学童保育の施設自体は保育園と同じように、1か月1か月の利用ということで、とおして利用する形になります。それで、今回最終的には精算はするのですけれども、まずは月額での申し込みをいただいて手続きをした上で、月末にそれまでの利用日数を計算しまして、それで最終的には5,000円だとか2,500円に満たないかたについては、実際の8番・9番の精算時の金額で積算をした上で、請求する形としております。

あと、教材費について徴収をしないというのは、この教材費については、実際に徴収するとなると事務的にもその金額をきちんと全部使わなければならないとかという部分が出てくるということで、利用料について今回ほかの保育園でいままで250円だった部分が今回精算時には300円ということになるのですけれども、その部分ということではないですけれども、多少その利用者によっては負担が増えるということもありますので、それにつきましては今回は徴収しないという考え方であります。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 課長の説明のほうは理解できました。ただ22日、お父さん、お母さんに説明をされるということで、なかなか理解してもらえるように、やはりその説明すべきだと思う

のです。その時に、やはり最初からどうして設定を変えたのかという部分をきちんと説明をしていただいて、ただ中には高くなるかたがいらっしゃるということだったので、そこもどれぐらい本当にいるのかなというのもわからないので、人数にして約 65 人見込みということですから、ほかの業務があつて忙しいとは思うのですけれども、できれば一人ひとり丁寧にお答えをいただければなと私は思っております。以上です。

平野委員長 基準額と書いているからわかりづらいと思うのですけれども、要は裏に書いているとおり上限ということだから、いままで 5,000 円を超えていた人については、町が経営をすることによって安くなるということ、住民サービスということですよ。因みに、これまで 65 人のかたで 5,000 円を超えるかたはどのくらいいらっしゃったのですか。

吉田課長。

吉田町民課長 保育園からいただいた計算したものなので、250 円の計算でしかなくて、いま手元にその資料自体がないのです。

平野委員長 だいたいでもわかりませんか、半分くらいとか。

吉田課長。

吉田町民課長 半分まではないです。週に例えば塾に行っているとか、部活をやっているとか、スポーツの活動をやっているとかということで、週に 2 回とか 3 回とかしか利用しないかたもいらっしゃったり、あるいは本当に通常必要ないのですけれども、たまたまいつも見てくれているおじいちゃんとかおばあちゃんとかが都合がつかなくて利用するというかたも中には随分います。それで、2 ページの表 1 の利用登録 1 の欄の内訳というところで、週 1 回以上の利用と週 1 回未満の利用ということで、参考まで載せています。それで、これだけの人数です。木古内保育園 9 人で永盛保育園が 20 人ということで、利用の回数が少ないかたがこれぐらいいるということで、実際に 5,000 円を超えるかたというのは、はっきり人数はいまは出ていないのですけれども。

平野委員長 年 6 回は土曜日だけの話でしょう。いま説明をしたのは、土曜日だけの話ですよ。

吉田課長。

吉田町民課長 1 日の利用平均人数が木古内保育園で 6.5 人で、永盛保育園では 13.5 人ということで、これは確実に下回る人数としかいまは用意がないので言えないことになります。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 57 分

再開 午後 3 時 57 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

竹田委員。

竹田委員 副町長がいますからちょっと確認をしたいと思っておりますけれども、木古内町は例えばきょう午後からの移住定住の話題もありましたし、やはり子育て支援にも力を入れている町だというふうに思っています。そういうことからすれば、3 ページの表 2 を見ても松前町は 3,000 円であれば木古内町は 5,000 円ではなくて 3,000 円にして、やはり木古内

町は子育てにすごく力を入れていますがというふうにならなかったのかどうなのかと。これから人口減少の中で少子の中では、増えてくるということはあまりないだろうと。横倍かだんだん減少するだろうというふうに思うのだけれども、そういうことからすれば利用料をもう少しやはりダウンして、もっと受けやすい環境を作れなかったのかどうなのか。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いままでの利用料と竹田委員がおっしゃってまして、私もそちらの角度からと。あと、歳入歳出で考えた時に、154万6,000円マイナスになるということで、そうすると1人あたり月2,000ぐらい、年間にしてたぶん2万4,000円か5,000円ぐらい先ほどの委員長の言葉を使うと町はサービスしていますよと補助をしていますよという金額がその金額になると思うのです。ですので、いままでの利用料の部分は利用料として、ただ新しい歳入歳出の部分で、実際マイナスでありながらも子ども達のためにこれだけ1年間に出していますよというのもやんわりと伝えるのも大切なのかなと。たぶんできる範囲で。

平野委員長 いまの話と関連ではないので、竹田委員の質問に戻ります。

副町長。

大野副町長 ただいま竹田委員から学童の利用料についてのご質問でございました。まず、学童保育の定義はご存じのとおりなのですが、保育所の扱いからまず出発点で考えたのです。保育所については、保育にかける児童について保育料をいただいて、これは月額です。学童についても放課後児童対策要綱です。国が出している要綱からすると、月額でもらうのが基本ですよと書いていましたから、これは月額でいきましょうと。そうした時に、250円、450円、そして500円単価がありました。保育所の場合は、近隣町の保育所も利用できるということで、木古内町の場合は知内から来ている、あるいは知内の幼稚園に行っているという実態もありますので、知内のまず例を見ましょうということで、知内の例を見させていただいて、5,000円ということでしたので、そこで決めるということではないでしょうか。さらに、知内は1日500円という平日も土曜日と同じ料金なのですけれども、そこはうちは平日は少しこれまで民間の永盛保育園、木古内保育園でやっていた実態もあるので、250円というわけにはいかないけれども300円をお願いをして、そして土曜日は500円ですというような結論を出したところです。以上です。

平野委員長 先ほども竹田委員から出たように、町の施策として子育て世代に力を入れる、次の定例会に出てくる移住定住のことも考えると、すごい子育てに優しい町ということで、ジャンルがいろいろある中で給食費とかもそうなのですけれども、学童は木古内町はこういう値段なのですよというのに武器の一つになると思うのです。それをよその町と比べた時に、単純にここに四つしか載っていないのですけれども、一番安いのはどこだと比べた時に、いま竹田委員が言うように松前が安いという考えになってしまいますよね。そこで移住定住、子育てのところに力を入れるんだということで、これから考えて変えるというのは難しいと思うのです。だから、最初の設定がすごい重要になるのかなという考えから私もいまの副町長の説明のとおり、5,000円だというのはわからなくもないのですけれども、どうなのかなという疑問は正直ありますけれども、それこそいまこの話をしてもということですが、そういう思いが正直あります。

鈴木委員、先ほどの続きいいですか。鈴木委員は、保護者のかたに木古内町はこれだけ

努力していますよということを上手く伝えてくださいということですよ。そのところは、課長は理解しましたよね。

ほかにありますか。

又地委員。

又地委員 その他の部分で、募集人員は2名なのですね。この2名というのは、1日平均利用数を20人と見込んだのですよね。もし、登録をしている子ども達が学童が65人いるのですよね。今度は小学校、いままでは木古内保育園なり永盛保育園さんに行っていた。だけれども、すぐ学校の中だという中で、もしこの20人という見込みが増えたとしますか。そうすると、2名の募集人員なのですから、何人まで2人で見られるのかなど。その辺をちょっと聞いておきます。

平野委員長 吉田課長。

吉田町民課長 まず、この施設の基準からいきますと支援員が2名以上で40人までは見られるということになっております。ただし、実際には知内とかの状況を聞きますとやはりその人数では無理だということですので、いまは基本的にこの20人であれば3人で十分対応ができるということなのですから、それよりも申し込みの人数が多くなった時点では、先ほど話しましたような多い日には例えば臨時で働いていただくかたを何人かお声がけをして登録をしていただきますので、きょうは利用者がすごく多いですということがあった場合には、そういう形で対応をしていきたいと思っております。ただ、本当にもう最初からすごく人数が多くなったとすれば、それはそれでもう一度考え直して、職員の数を増やすということは考えなければならないというふうには思っております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 そうすると、もしこの人数が2人で40名以上になれば人件費も高騰するわけですよ。ちょっと大変な場面も出てくるのかなと思いつつ、いま聞いていました。ある意味では近くなるし、学校の敷地内ですし、私は増えるのではないのかなというそんなふうに考えながらいたものですから、補正予想が出てくればそれにこしたことはないですし、その時はその時で。また、何人かの同僚委員からありましたように、利用者負担金が134万4,000円。ある意味では、この部分を利用者が増えた時点では、また議会と議論をしないとだめな部分が出てくるのかなとそんなふうにも思っています。

平野委員長 確認ですけれども、採用の金額については、新年度予算ということでもいいのですか。それとも、3月中に既に準備の段階で来ていただいて働くということは発生するのですか。4月1日から。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ皆さん、このあとすぐに募集をかけるということですので、その部分は理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、町民課の放課後児童健全育成事業について、その他の事項ですけれども、終了いたしたいと思っております。

町民課の皆さん、お疲れ様でした。

以上をもちまして、第9回総務・経済常任委員会の全調査を終了いたしたいと思っております。皆さん、大変お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、若山総務課長、福田まちづくり新幹線課長、加藤（隆）主査
中村主事、構口建設水道課長、村上主事、吉田町民課長、吉澤主査

傍 聴：なし

報 道：北海道新聞

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志